

甲斐市物価高騰対策事業者支援金



※市内に事業所がある法人及び市内に住民票があり、かつ、市内に事業所がある個人事業者が対象です。

支援金額

甲斐市内の事業所で直近1年間に事業用として使用し、料金を支払った水道光熱費（電気・ガス・水道料金）及び燃料費（ガソリン・灯油・軽油・重油等）に要した経費に応じて支援金を支給します。

※水道光熱費と燃料費の合計が15万円未満の場合、給付対象にはなりません。

※1事業所あたりの支援金額の上限は10万円です。

※事業所が複数ある場合は、市内にある事業所ごとに支援金額を計算したうえで合算します。

直近1年間に事業用で支払った水道光熱費及び燃料費の合計額	1事業所あたりの金額
15万円以上30万円未満	3万円
30万円以上50万円未満	6万円
50万円以上	10万円

申請期間

令和6年3月1日（金）～5月31日（金） ※郵送の場合は消印有効

申請方法

オンライン申請

甲斐市物価高騰対策事業者支援金ホームページから申請いただけます。



<https://kaicity-bukkakoutou.jp>

郵送申請

申請書類一式を揃え、甲斐市物価高騰対策事業者支援金事務局宛てに郵送により申請してください。

※詳しい郵送の方法は裏面をご参照ください。

お問合せ先

※甲斐市内の山梨中央銀行窓口での申請をご希望の場合は事務局までご連絡ください。（予約制）

やほたいぬ



甲斐市物価高騰対策事業者支援金
給付事業 事務局

（山梨中央銀行地方創生推進部内）

TEL：055-224-1090

[受付時間] 平日9：00～17：00

申請方法や必要書類等
詳細はwebサイトをご覧ください。

甲斐市 物価高騰 事業者

検索

対象者



次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者

- (1) 甲斐市内に事業所があること
- (2) 事業を継続する意思を有していること
- (3) 給付金申請日時点において、次の①、②のいずれかを満たす中小企業者等

①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（法人又は個人）

主な業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすもの）	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

②個別の法律に規定される法人であって、資本金又は出資相当額等が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象

※法人事業者は、「本店」又は「本社」が市外でも、「支店」や「営業所等」が甲斐市内にある場合は対象（ただし、支店等における水道光熱費や燃料費が分かる書類を提出できる場合に限る。）

また、個人事業者は、甲斐市に住民票があり、かつ、甲斐市内に事業所を有している場合に対象



※以下に該当する事業者は対象となりません。

- ・国及び法人税法に規定する公共法人
- ・甲斐市内の公の施設を事業所等とする指定管理者
- ・甲斐市から事業に係る負担金・補助金の交付を継続的に受けている団体
- ・甲斐市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員等である者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- ・政治団体、宗教上の組織又は団体

※その他、支援金の申請方法等詳細については、甲斐市物価高騰対策事業者支援金ホームページにて確認ください。

郵送での申請方法

申請書類一式を揃え、事務局宛に郵送してください。

《郵送先》

〒400-8601

甲府市丸の内1丁目20番8号

甲斐市物価高騰対策事業者支援金給付事業 事務局

（山梨中央銀行地方創生推進部内）宛

電話：055-224-1090

申請書類の入手方法

- ・甲斐市物価高騰対策事業者支援金ホームページからダウンロード
- ・山梨中央銀行の市内3支店の窓口（竜王支店・南竜王支店・敷島支店）
- ・甲斐市役所商工観光課の窓口（本館2階24番）
- ・甲斐市商工会の窓口